**要件等チェックリスト（次世代育成支援部門）**

（別紙２の１）

要件に適合するものに○を記入してください。書類等で確認できない場合は対象となりません。

※くるみん認定、トライくるみん認定企業は、基準適合一般事業主認定通知書の写しを添付することにより、★マークのついた要件以外の書類の添付を省略することができる。

※プラチナくるみん認定企業は、基準適合認定一般事業主認定通知書の写しを添付することにより、下記の要件に係る書類の添付をすべて省略することができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 県確認 | 要　　件 | 添付書類 |
|  |  | くるみん認定等を受けていること・くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定のいずれかを受けている | ・基準適合一般事業主認定通知書又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写し |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 県確認 | 要　　件 | 添付書類 |
|  |  | ★次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること　 | ・労働局に提出した策定届の写し |
|  |  |  | いずれかに該当する　**※更新時は不要** |  |
|  |  |  | ５年以内において、男性延べ14日以上又は女性延べ６か月以上の育児休業取得者の実績があり、かつ、取得者が申請時に復職し、現に勤務していること※分割取得の場合は合計した取得日数とする**※更新時は不要**　　【５年以内の実績】　・男性（延べ14日以上） …（　　　　）人　・女性（延べ６か月以上）…（　　　　）人 | ・育児休業取得者１名分の①及び②①育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）全期間分、育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）全期間分又は健康保険・厚生年金保険育児休業取得者（終了）確認通知書　いずれかの写し②育児休業期間中（直前直後含む）及び申請日直近のタイムカード又は出勤簿の写し※①がない場合は、育児休業期間や復職等が確認できる書類、参考様式２又は参考様式３（出勤状況報告書）でも可 |
|  |  |  | ５年以内において育児休業の対象となる労働者がいない場合は、中学校卒業前の子又は孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度や看護休暇制度を利用した労働者がいること**※更新時は不要** | ・就業規則等の該当箇所の写し・子や孫のために休暇制度を利用したことがわかるもの |
|  |  |  | いずれかの取組を行っている　 |
|  |  |  | ㋐法を上回る育児休業制度の設置例）一定の事情の有無に関わらず、子が１歳を超えても取得できる　など | ・就業規則等の該当箇所の写し |
|  |  |  | ㋑法を上回る看護等休暇制度の設置　例）小学校３年生修了後も利用できる、年５日より日数が多い　など | ・就業規則等の該当箇所の写し |
|  |  |  | ㋒法を上回る柔軟な働き方を実現するための制度等の設置　例）子の中学校就学前まで短時間勤務制度を利用できる例）子の中学校就学前までの間、短時間勤務制度のほか始業終業時間の繰上げ繰下げ措置など複数の制度が設置されている　など | ・就業規則等の該当箇所の写し |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | ㋓配偶者出産休暇や育児に関する目的で利用できる休暇制度の設置 | ・就業規則等の該当箇所の写し |
|  |  |  | ㋔不妊治療のための制度の設置 | ・就業規則等の該当箇所の写し |
|  |  |  | ㋕テレワークの導入 ※柔軟な働き方を実現するための措置等、法対応のための導入を除く | ・テレワーク勤務規定等の写し、社内に制度を周知した通知の写しなどテレワークを導入していることがわかるもの |
|  |  |  | ㋖半日又は時間単位で使用できる年次有給休暇制度の設置 | ・就業規則等の該当箇所の写し |
|  |  |  | ㋗県が次世代育成支援のために実施する事業への取組 | ・別途県が定める事業への取組がわかるもの |
|  |  |  | ㋘その他次世代育成支援に関する取組で効果があがっているもの（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | ・取組内容と効果がわかるもの |